

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
2020年スチュワードシップ活動の自己評価と振り返り

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、
 2020年のスチュワードシップ・コードの原則・指針毎に活動の振り返りと自己評価を実施しました。

原則	活動の振り返り	自己評価
(原則1) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2017年5月末のスチュワードシップ・コード改訂に対応するため、2017年11月に当社の方針を更新し、当社ウェブサイト上に公表しております。2020年3月に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことに伴い、同年9月に内容の改定を行いました。運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG（環境・社会・ガバナンス）要素を含む中期的な持続可能性）を把握・考慮して、中長期的な視点から企業分析や投資判断を実施し、建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権行使を行いました。	方針の更新プロセス及び内容共に対応は適切と評価。
(原則2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2017年11月に、ガバナンスを強化し、利益相反を適切に管理するため、フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループを設置しており、2018年3月からフィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループを四半期ごとに開催し、利益相反の検証・管理を行っています。 お客様の利益を最優先し、利益相反の可能性のある取引等を適切に管理するため、「利益相反管理方針」を制定（2017年7月）しており、主な内容についてホームページ上で開示しています。この利益相反管理方針・プロセスの下で利益相反管理を実施しました。 ガバナンス体制の整備の観点から、フィデューシャリー・オーバーサイト・グループのメンバーに2020年12月より社外監査役が加わりました。	利益相反管理のガバナンス構築や同管理の実施を含め、対応は適切と評価。
(原則3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	投資先企業の状況について、ESGを含む非財務情報を含めて管理した上で、スチュワードシップ活動に取り組みました。企業が開示する情報や企業訪問等を通じて、その企業の財務実績、経営体制、事業戦略、資本構造、事業におけるリスクや収益機会となりうるESG（環境（Environment）、社会（Social）ガバナンス（Governance））関連情報、コーポレート・ガバナンスを含む内部管理態勢等の把握すべき事項について、投資先企業や業界等の状況の把握に努めました。 日本株式運用部のリサーチ活動を行うファンド・マネジャーやアナリストが、ESGを含む投資先企業の情報の把握を担当しました。日本株式運用部で運用している口座やファンドの保有銘柄全てに関して、銘柄調査の一環として行っています。	ESGを含む投資先企業の情報の把握を含め、対応は適切と評価。
(原則4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	2017年11月に設置されたエンゲージメント活動の推進・進捗管理を目的としたエンゲージメント・ワーキング・グループと日本株式運用部にて、エンゲージメント活動・管理を行いました。リサーチ活動を行うファンド・マネジャー、アナリストとエンゲージメント・ワーキング・グループ議長が、エンゲージメント活動とその管理を行っています。サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く対話となるよう意識してまいりました。 2020年においては、約180件のエンゲージメント活動を行いました。活動内容についてデータベースに入力して管理し、関係者と共有しました。エンゲージメント・ワーキング・グループにおいて四半期ごとに会議を行いモニタリングを行いました。また、社内監督機関であるフィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループにおいてエンゲージメントの執行状況について報告を行い、フィードバックを受けました。	エンゲージメント活動の管理や実施方法を含め、対応は適切と評価。
(原則5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	議決権行使に係るルールの精緻化として、議決権行使に係るルールについて、より具体的な評価項目を定めています。ホームページ上で当社の議決権行使に係るルールという開示を行っています。 議決権行使体制の強化として、日本株式の議決権行使に関する執行事務を専門機関に外部委託し、当社は行使指図に専念できる体制を整えています。インスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ（ISS）から、議決権行使事務代行や行使プラットフォームや議案データの提供等のサービスを受けています。 日本株の議決権行使結果については、その様式および頻度（年2回）を定め、個別開示を行っています。同行使結果を、ホームページ上で開示しました。 2018年6月に設置した議決権行使活動の推進・進捗管理を目的とした議決権行使ワーキング・グループより、社内監督機関であるフィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループ（四半期毎に開催）において、議決権行使について報告を行いました。議決権行使ワーキング・グループは、エンゲージメント・議決権行使等のスチュワードシップ責任を適切に果たすための活動の評価や監督を行い経営会議に報告すると共に改善等が必要と判断した場合に勧告を行うフィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループに対して、四半期ごとに報告を行い、フィードバックも受けています。	議決権行使ルールの精緻化や行使体制整備を含め、対応は適切と評価。
(原則6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	議決権行使やエンゲージメントの具体事例を、個別顧客の要望により報告しました。日本株の議決権行使結果については、その様式および頻度（年2回）を定め、個別開示を行っています。同行使結果を、ホームページ上で開示しました。	議決権行使の具体例の顧客への報告等を含め、対応は適切と評価。
(原則7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	エンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ活動に対する適切なガバナンスを確保する観点より、フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループを設置し、監督体制を確立しました。お客様本位の業務運営を行うための活動、およびエンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ責任を適切に果たすための活動の評価や監督を行い、経営会議に報告すると共に、改善等が必要と判断した場合は、勧告を行います。フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループを四半期毎に開催し、意見交換・議論を行いました。 当社社員が、スチュワードシップ活動関連の外部セミナーやコンファレンスに参加し、内外の最新動向の把握に努めました。	スチュワードシップ活動のためのガバナンス構築や最新動向の把握努力を含め、対応は適切と評価。

(2021年6月作成)